

看護職の離職時には ナースセンターに届け出を！！

看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、看護師等の免許をお持ちの方は離職時等にナースセンターへ自身の情報を届け出ることが、2015年10月1日より努力義務化されました。

施設の皆さまにおかれましては、離職を予定している保健師・助産師・看護師・准看護師の免許保持者への届出制度の周知、及び代行届出など、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



**2015年
10月1日
から**

ナースセンターとは？

看護職の確保に向けた取組を行っています

看護師等の免許を持つ方に、専門の相談員が、無料の職業紹介や復職研修などの支援を行っています。佐賀県ナースセンターは、県知事の指定を受け、佐賀県看護協会が運営しています。

届け出をするとどうなるの？メリットは？

離職者と“つながり”をもち 看護職の潜在化を防ぎます

- 求人情報や研修会等の情報提供
- 各個人の希望等に応じた個別研修
- 就業相談、職業紹介

無料

届け出のあった離職者には、これらの支援を無料でを行います。

また、再就業希望者には、ライフスタイルにあわせた復職支援、職業紹介を行います。

施設が代行届出をする方法は？

「eナースセンター」から行います

- eナースセンター(無料職業紹介サイト)を活用した代行届出の流れ
 - ① eナースセンターに未登録の場合は、施設の新規登録をお願いします。
 - ② 離職者に届出票(代行届出用)を配布(裏面)
 - ③ 配布した届出票を回収
 - ④ eナースセンターへログイン
 - ⑤ 一括届出用 Excelをダウンロードし、届出票を転記、アップロードする
 - ⑥ 入力後、届出票・電子データは破棄
- 届出票を取りまとめ、郵送等で佐賀県ナースセンターに届け出ていただくことも可能です。

個人で届け出る方法は？

看護師等の届出サイト「とどけるん」に登録を

PCやスマホから「とどけるん」にアクセスし、氏名や連絡先などの必要事項を入力し、登録します。

看護師等の人材確保の促進に関する法律（関連条文）

第16条の3 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

